

*Transnational Social Protection in Southern Africa :
Labour Migration to South Africa from Mozambique and Malawi*

移民の社会的保護

南アフリカ・モザンビーク・マラウイの制度と実態

佐藤千鶴子 編
Chizuko Sato



*Transnational Social Protection in Southern Africa :
Labour Migration to South Africa from Mozambique and Malawi*

移民の社会的保護

南アフリカ・モザンビーク・マラウイの制度と実態

佐藤千鶴子 編

Chizuko Sato

書名：移民の社会的保護——南アフリカ・モザンビーク・マラウイの制度と実態——

編者：佐藤千鶴子（さとう ちづこ）

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際」の下で提供されています。

<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>



本書は、第三者の出典が表示されている箇所を除き、出典を明示することを条件に、どなたでも転載・複製・公衆送信など自由に利用できます。商用利用も可能です。出典の記載例は以下をご参照ください。
※編集・加工等して利用する場合は、編集・加工等を行ったことをかならず明示してください。

〈改変せず利用するときの記載例〉

出典：「移民の社会的保護——南アフリカ・モザンビーク・マラウイの制度と実態——」(アジア経済研究所, 2024) (該当ページの URL 表記, または該当ページ URL へのリンク)。

〈編集・加工等して利用するときの記載例〉

「移民の社会的保護——南アフリカ・モザンビーク・マラウイの制度と実態——」(アジア経済研究所, 2024) (該当ページの URL 表記, または該当ページ URL へのリンク) をもとに作成。

・第三者の権利を侵害しないようご注意ください

第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

・免責について

アジア経済研究所は、利用者が本書を用いて行う一切の行為（本書を編集・加工等した情報を利用することを含む）について何ら責任を負うものではありません。また、本書は、予告なく変更・移転・削除等が行われることがあります。

・作品利用時の連絡について

可能であれば、本書を利用された旨を下記までご連絡ください。

アジア経済研究所 学術情報センター 成果出版課

Tel : 043-299-9538 / E-mail : aib@ide.go.jp

まえがき

i

第1章 国境を越えて移動する人びとの社会的保護——序 論——

佐藤千鶴子 1

はじめに 1

第1節 移民の社会的保護に関する研究 4

第2節 移民の社会的保護をめぐる根拠と途上国への適用 7

2-1. 国際人権レジーム 8

2-2. 超国家的な労働市場と地域経済統合 10

2-3. 社会的保護とグローバルサウス 12

第3節 移民の社会的保護をめぐる世界各国の実践 14

3-1. 移動先国における役人の裁量権とローカル政府の役割 15

3-2. 出身国政府による移民の社会的保護への取り組み 16

3-3. 移民による戦略と実践 18

第4節 南部アフリカにおける移民の社会的保護のための分析視角 20

第5節 本書の構成 22

第2章 南部アフリカにおける国際人口移動——歴 史——

佐藤千鶴子 31

はじめに 31

第1節 地域的な労働市場の形成と展開

——南アフリカの金鉱山への契約移民労働者—— 34

1-1. 地域大での移民労働者送り出しシステムの形成 34

1-2. 労働者の出身地構成と契約形態の変化 37

1-3. 小 括 41

第2節 独立移民の移動 42

2-1. 南アフリカ連邦のもとでの独立移民 43

2-2. アパルトヘイト体制のもとでの独立移民の制限と国境警備／入国管理
の強化 47

2-3. 難民の流入とアパルトヘイト末期の法改正 51

おわりに 53

第3章 南アフリカの国際移民政策と社会的保護政策の連関

牧野久美子 59

はじめに 59

第1節 南アフリカにおける国際移民の動向 61

第2節 国際移民政策 63

2-1. 国際移民政策の変化と連続性 63

2-2. リベラルな難民法の導入と揺り戻し 64

2-3. 国際移民の選別と管理 67

第3節 社会的保護政策 70

3-1. 憲法および国家政策における社会的保護の位置づけ 70

3-2. 社会扶助 76

3-3. 社会保険 77

3-4. 退職基金・医療保険 81

3-5. ヘルスケア 82

おわりに——社会的保護制度への国際移民の包摂と排除—— 84

第4章 移民労働者の社会的保護とグローバル企業 ——モザンビーク人鉱山労働者の職業性疾患——

網中昭世 93

はじめに 93

第1節 移民労働者の社会的保護に向けたグローバルな潮流 97

1-1. 国際的な規範形成の道のり 97

1-2. 鉱業界の動機と取り組み 99

1-3. 感染症への取り組みと移民への関心 100

1-4. 感染症対策と鉱山労働者協会の活動の連動 102

第2節 南アフリカの鉱山の労働環境と社会的保護 105

2-1. 既存の制度ODMWAと運用上の問題 105

2-2. ツィアミンソ信託基金の給付に向けた進捗状況 108

第3節 モザンビーク移民労働者の社会的保護 110

3-1. 調査地と調査方法 111

3-2. 南アフリカの鉱山における労働環境と労働者の紐帯 114

3-3. 公的制度利用の障壁——郷里の家族に届かぬ情報——	117
3-4. 「錦を飾る」郷里での相互扶助の困難さ	121
おわりに	124

第5章 マラウイ北部から南アフリカへの移民労働と社会的保護

佐藤千鶴子 131

はじめに	131
第1節 南アフリカにおける元移民鉱山労働者の社会的保護	134
1-1. 制度	134
1-2. 2010年代に取り組みが進んだ背景	137
第2節 マラウイにおける元鉱山労働者の社会的保護	139
2-1. 民主化運動期における元鉱山労働者の運動	139
2-2. マラウイ元鉱山労働者協会(EMAM)の結成と活動	140
2-3. 元鉱山労働者間での認識	
——北部州カロンガ県での聞き取り調査から——	142
2-4. 健康被害に対する給付金制度	146
第3節 マラウイ北部からの独立移民と社会的保護	148
3-1. 社会的保護としての移民労働	149
3-2. 独立移民の移動を支える仕組み——トランスポーター——	152
3-3. 南アフリカにおけるマラウイ移民のネットワークと相互扶助組織	157
おわりに	162

終章 南部アフリカにおける移民労働者の社会的保護

佐藤千鶴子 179

索引

執筆者一覧

索引

英略語／アルファベット

- AMIMO(モザンビーク鉱山労働者協会) 96-97,
103-104, 108, 110-126
- COIDA(労働災害・職業性疾病補償法) 78-80,
105, 134-135
- COVID-19特別手当 74, 76-77
- EMAM(マラウイ元鉱山労働者協会) 140-145,
148, 163
- EU(ヨーロッパ連合) 10-12
- HIV/エイズ 40-41, 94, 98, 100-104, 111
- ICMM(国際金属・鉱業評議会) 99-100, 102
- NHI(国民健康保険) 73, 75, 82-84
- NUM(全国鉱山労働者組合) 39, 41, 97, 135, 138
- ODMWA(鉱山労働職業性疾病法) 78-80, 94,
105-108, 120, 134-135
- SADC(南部アフリカ開発共同体) 1, 11, 22, 157-
158, 182-183
- 結核への取組み 95, 102-103, 113
- 社会保障規約 11, 81
- 諸国／加盟国 60-62, 64, 67, 69, 75, 82,
183
- 人の移動の促進に関する議定書 11, 69
- SAMA(南部アフリカ鉱山労働者協会) 97, 113,
138-139
- Stop TB 101, 103-104, 111
- TEBA(アフリカ雇用局) 39-40, 54, 82, 102-104,
107-110, 116-120, 139-142, 145, 147-148
- TSP(トランスナショナルな社会的保護) 5-7, 10,
12, 14, 18, 21
- WNLA/Wenela(ウィットウォーターズランド原
住民労働協会) 35-36, 38-40, 46, 102, 142,
147-149

あ行

- アパルトヘイト 34, 41, 49-53, 59-60, 63-65, 72,
84-85, 99, 179-180, 182-183
- アフリカ雇用局→TEBA
- アングロ・アメリカン 100, 137
- 移民の文化 149
- 移民法 43, 67-69

- 移民問題の安全保障化 69
- ウィットウォーターズランド原住民労働協会
→WNLA/Wenela
- 恩赦(アムネ스티) 23, 64, 67, 69, 157-158

か行

- 外国人労働者 4-5, 8-9, 15, 23, 31, 35, 37-38, 41,
54, 70, 78-79, 180
- カダリー, クレメンツ 44-45
- 感染症 94, 96, 100-101, 124
- 新型コロナウイルス—— 18, 65, 76, 183
- 企業の社会的責任 24, 99, 124
- 強制送還 16, 23, 64, 66, 149
- グクラフンディ 51
- クリティカル・スキル 66, 68-69
- グローバル・ガバナンス 95
- グローバル・ケア・チェーン 6, 20
- 珪肺症 24, 80, 93-94, 96, 101, 104-105, 116,
135, 137-138, 146, 148, 180
- 結核 80, 93-96, 100-105, 108, 110-111, 113-
114, 119, 135, 137, 146
- 憲法 16, 23-24, 44, 64-65, 70-71, 83
- 裁判所 65, 76, 80, 93-94, 107
- 違反 67
- 訴訟 84-85
- 第27条 76, 85
- リベラルな—— 179-180
- 鉱山会議所 31, 35-40, 46, 48, 104, 106-107,
131, 135-136, 138, 140, 180
- 鉱山労働職業性疾病法→ODMWA
- 国際移民白書(2017年白書) 66, 69, 183
- 国際金属・鉱業評議会→ICMM
- 国際人権レジーム 8-10, 13, 21-22
- 国民健康保険→NHI
- 国境管理 12, 54, 86
- 雇用斡旋 4, 32, 82, 139, 147

さ行

- 自治領(ドミニオン) 34, 44-45
- 市民社会組織 9, 12, 21-23, 51, 66-67, 77, 85,

179

社会資本 19, 157, 164
 社会手当 12, 23, 59, 65, 72, 74, 76-77, 179
 社会的保護としての移民労働 5-6, 16, 20-21, 161, 163, 181
 従業員退職準備金制度→退職基金
 ストップ結核パートナーシップ→Stop TB
 資力調査 72, 83
 ゼノフォビア(外国人嫌悪・排斥) 24, 54, 67, 86, 179
 全国鉱山労働者組合→NUM
 送金 5-6, 16, 19-20, 120, 140, 150-151, 158, 160-161, 164
 社会的—— 19
 ——手数料 146
 相互扶助 2, 110, 112-114, 117, 121, 123, 125, 182
 ——組織 19, 161-162, 164
 訴訟 12, 22-24, 67, 73, 77, 138
 公益—— 85
 Khosha—— 76
 集団—— 80, 137, 146
 マンカイ対アングロゴールド・アシャンティ—— 80, 93-95, 107-108, 136-137
 Watchenuka—— 65

た行

滞在特別許可 67, 74, 77
 退職基金 24, 71-72, 75, 81, 116, 119, 121, 134, 138
 鉱山1970年—— 135-136, 140-141, 144-145, 163
 多国籍企業宣言 97, 100
 地域経済統合 7, 10
 超過滞在 132, 152-153
 ツィアミソ信託基金 24, 80, 93-94, 104, 108-110, 118-120, 125, 137, 146-148, 163
 ディアスポラ 17-18
 デモンストレーション効果 150, 164
 トランスナショナルな社会的保護→TSP
 トランスポーター 152-156, 163

な行

南部アフリカ開発共同体→SADC

南部アフリカ鉱山労働者協会→SAMA
 難民 2-3, 12, 16, 18, 51-52, 54, 61-67, 74, 76-77, 83, 179-180
 ——法 23, 64-67, 84, 86
 難民条約 9, 23, 64
 アフリカ統一機構(OAU)の—— 9, 64
 ネットワーク 1, 4-6, 25, 104, 121, 124, 133
 移民の—— 19-20, 157-160, 164, 181

は行

パス法 52
 バンダ, カムズ 38, 40, 42, 143
 飛行機事故 39, 42
 庇護申請者 23, 61, 63-66, 74, 77, 80, 83-84, 180
 ビジネスと人権 95, 97-98, 100, 102
 非正規移民 6, 10, 12, 15-16, 23-24, 32, 42, 45, 49, 52, 54, 61, 77, 132, 148-149, 160, 165, 183
 ——の正規化 67, 69
 ——の取り締まり 16, 45, 47
 ——のネットワーク 19, 157-158
 ヘルスケア 1, 11-12, 14-17, 59-60, 70-71, 73, 82-85, 131, 183

ま行

マチョナ 46, 152
 マラウイ元鉱山労働者協会→EMAM
 モザンビーク鉱山労働者協会→AMIMO
 モザンビーク内戦 52

や/ら行

役人の裁量権 15-16
 「嫁を送る」慣行 152
 労働協定 31-32, 35-36, 38, 41, 44, 48-49
 労働災害(補償) 72, 74, 77-78, 80, 134, 180
 労働災害・職業性疾病補償法→COIDA
 労働市場 4-5, 8, 68, 70
 超国家的な—— 7, 10-12, 21-22
 地域的な—— 22, 31, 34, 179
 ローフェア(Lawfare) 85

執筆者一覧

^{さとうちづこ}
佐藤千鶴子 (第1章, 第2章, 第5章, 終章)

アジア経済研究所 地域研究センター・アフリカ研究グループ長

^{まきのくみこ}
牧野久美子 (第3章)

アジア経済研究所 地域研究センター・主任調査研究員

^{あみなかあきよ}
網中昭世 (第4章)

アジア経済研究所 地域研究センター・アフリカ研究グループ

—執筆順, 所属は刊行時—

〈表紙写真〉

南アフリカ 鉱山労働者

A mine employee takes a break from drilling at Sibanye Gold's Masimthembe shaft in Westonaria, South Africa, April 3, 2017.

(写真：ロイター／アフロ)

移民の社会的保護

——南アフリカ・モザンビーク・マラウイの制度と実態——

電子版 2024年12月18日発行
オンデマンド版 2024年12月20日発行

編者 佐藤千鶴子
発行所 独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所
〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目2番2
(電話) 043-299-9735



9 784258 046652

*Transnational Social Protection in Southern Africa :
Labour Migration to South Africa from Mozambique and Malawi*



IDE-JETRO